

甲良町保育提供に係る保育料徴収金額について

(甲良町保育料徴収基準額表：月額)

認定区分		3号認定		1・2号認定
階層	定義	標準時間	短時間	
A階層	生活保護世帯	0円	0円	無償
B階層	町民税非課税世帯	0円	0円	
C階層	町民税所得割非課税世帯	15,500円	15,300円	
D1階層	町民税所得割課税額 48,600円未満	17,500円	17,300円	
D2階層	町民税所得割課税額 57,400円未満	19,500円	19,200円	
D3階層	町民税所得割課税額 84,400円未満	21,000円	20,700円	
D4階層	町民税所得割課税額 97,000円未満	24,000円	23,500円	
D5階層	町民税所得割課税額 122,500円未満	27,000円	26,500円	
D6階層	町民税所得割課税額 147,300円未満	30,000円	29,400円	
D7階層	町民税所得割課税額 169,000円未満	34,000円	33,300円	
D8階層	町民税所得割課税額 223,600円未満	38,000円	37,100円	
D9階層	町民税所得割課税額 301,000円未満	40,000円	39,100円	
D10階層	町民税所得割課税額 332,200円未満	42,000円	41,000円	
D11階層	町民税所得割課税額 397,000円未満	45,000円	44,000円	
D12階層	町民税所得割課税額 397,000円以上	51,000円	50,000円	
ひとり親世帯や、在宅障害児（者）の世帯、町長が認めた世帯				
B階層		0円	0円	
C階層		7,250円	7,150円	
D1階層		8,250円	8,150円	
D2階層		9,000円	9,000円	
D3階層のうち、所得割額 77,101円未満		9,000円	9,000円	
備考				
1 保育料の算定は、児童の父母の市民税の合計を保育料徴収基準額表に当てはめて算出します。				
2 ひとり親世帯や、在宅障害児（者）の世帯、町長が認めた世帯は減免される可能性があります。（階層BからD3に該当する世帯に限ります。）				
3 同一世帯で小学校就学前の子どもが2人以上いる場合最年長の子どもを第1子、その次の子どもを第2子とカウントし、第1子は保育料徴収基準表に定める金額、第2子は基準表に定める金額に0.5を掛けた額、第3子は0円となります。				
4 町民税所得割課税額が97,000円未満の世帯は第1子の年齢にかかわらず上の子どもから数え、第2子は基準表に定める金額に0.5を掛けた金額、第3子は0円となります。				
5 町民税所得割課税額が97,000円以上の世帯で小学校就学児童がいる場合は、在園している子どもを上から第1子、第2子としてカウントします。				

甲良町保育提供に係る実費徴収額について

○副食費（給食費）及びバス使用料（通園費）

負担金の区分	納付義務者	負担金の額（月額）
給食費	1号子どもに係る保護者	無償
	2号子どもに係る保護者	無償
通園費	通園のために町が指定する通園バスを利用する子どもに係る保護者	1,700 円

※1号認定の児童については8月の徴収は行いません。

保育料及び保育料雑費の引落日について

対象月	引落日
令和 9 年 4 月	令和 9 年 4 月 3 0 日
令和 9 年 5 月	令和 9 年 5 月 3 1 日
令和 9 年 6 月	令和 9 年 6 月 3 0 日
令和 9 年 7 月	令和 9 年 8 月 2 日
令和 9 年 8 月	令和 9 年 8 月 3 1 日
令和 9 年 9 月	令和 9 年 9 月 3 0 日
令和 9 年 1 0 月	令和 9 年 1 1 月 1 日
令和 9 年 1 1 月	令和 9 年 1 1 月 3 0 日
令和 9 年 1 2 月	令和 1 0 年 1 月 4 日
令和 1 0 年 1 月	令和 1 0 年 1 月 3 1 日
令和 1 0 年 2 月	令和 1 0 年 2 月 2 9 日
令和 1 0 年 3 月	令和 1 0 年 3 月 3 1 日